

# 第6回座間味村議会臨時会

## 第1日目

11月26日

平成19年第6回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平 成 1 9 年 1 1 月 2 6 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成19年11月26日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成19年11月26日 午前10時42分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之	6 番	
	2 番	中 村 秀 克	7 番	宮 里 清之助
	3 番	金 城 善 昇	8 番	金 城 勝 英
	5 番	金 城 英 雄	9 番	宮 平 秀 保
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	6 番	宮 里 祐 司		
会 議 録 署 名 議 員	1 番	宮 里 順 之	2 番	中 村 秀 克
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 平 優	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	仲 村 三 雄	教 育 課 長	宮 城 武
	教 育 長	仲 地 勇	政 策 調 整 監	幸 地 東
	総務企画課長	垣 花 健		
	産業振興課長	金 城 英 幸		
	環境衛生課長	金 城 英 隆		
	船 舶 課 長	宮 村 英 美		

平成19年第6回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（平成19年11月26日午前10時00分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名について
2		会期の決定について
3	議 案 第 6 8 号	座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
4	議 案 第 6 9 号	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
5	議 案 第 7 0 号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
6	議 案 第 7 1 号	座間味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○ 議長（宮平秀保）

ただいまから平成19年度第6回座間味村臨時議会を開会します。

開 会（午前10時00分）

その前に6番宮里祐司議員の欠席届けが出ておりますので報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 宮里順之議員及び2番 中村秀克議員を指名します。

日程第2．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3．議案第68号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第7．議案第71号 座間味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第68号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年11月26日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

人事委員勧告並びに国及び県の職員の給与改定を考慮し、職員の給与を改定するため、関係条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第69号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年6月22日条例第26号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年11月26日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

人事委員勧告並びに国及び県の職員の改定を考慮し、特別職の期末手当を改定するため、関係条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第70号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年6月20日条例第27号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年11月26日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

人事委員勧告並びに国及び県の職員の改定を考慮し、教育長の期末手当を改定するため、関係条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第71号

座間味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年6月20日条例第24号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年11月26日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

人事委員勧告並びに国及び県の職員の改定を考慮し、座間味村議会議員の期末手当を改定するため、関係条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## ○ 総務企画課長（垣花 健）

議案について説明をいたします。まず、座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、これは沖縄県人事委員会の勧告に基づいた内容と同じということになっております。まず内容なんですけれども、議案第68号にクリップで後ろに3枚つづりで、新旧対照表をおつけしてありますがまずそれを見ていただきたいと思っております。まず扶養手当の改正がありまして、少子化対策の推進にも配慮ということで、子等に係る支給月額を500円上げまして、6,000円を6,500円にという扶養手当の改定内容であります。それから期末手当の改定です。本村の場合はこれまで勤勉手当を適用しておりませんでしたけれども、12月支給分から勤勉手当の適用を予定しておりまして、これまで6月に100分の210、12月に100分の235を。6月においては100分の140、12月については100分の160、さらに勤勉手当を6月については100分の70、12月に支給する場合においては100分の65ということで、期末、勤勉手当両方合わせますと年間100分の435ということで、昨年より0.1月分減ということになります。さらに新旧対照表の最後のページなんですけれども、勤勉手当という新旧対照表が出ておるんですが、今回、6月に100分の70、12月に100分の65という数字になっているんですけども、来年の4月1日からの適用はこれをちょうど半分ずつに勤勉手当は適用するものですから、100分の67.5ずつということで率は同じなんですけれども、それを半分に案分するという改正案であります。それから給与のほうの改定なんですけれども、給与の改定については沖縄県の勧告と同じ改定率となっております。1級の職員が1.07%の増、2級の職員が0.62%、3級が0.01%の給与の改定です。4級以上に関しましては改定はありません。

以上、簡単ですが説明いたさせていただきます。

引き続きまして議案第69号、70号、71号について説明させていただきます。69号のほうの、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、これにつきましては、これも最後のページについております新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。期末手当の改定となります。赤文字で印刷されている部分が改定の内容です。12月に支給する分についてを100分の175から100分の165に改定する内容となっております。

次に議案第70号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。これにつきましても先ほどの議案と同じく、12月の支給を100分の175から100分の165に減額するという改定内容です。

次に議案第71号 座間味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。これにつきましても先ほどと同じく、12月に支給する分を100分の175から100分の165に減額をする改定内容でございます。よろしくお願いたします。

## ○ 議長（宮平秀保）

日程第4. 議案第68号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。1番 宮里順之議員。

## ○ 1番（宮里順之議員）

総務課長、この1級から3級まで、予算書の115ページを見ますと、1、2級が13名、3級1名トータル14名とありますけれども、これでよろしいですか。これは定昇の分です、上がる分。この1、2、3級についての職員の数、説明してください。

## ○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

対象者は全部で28名おります。級ごとの職員ちょっと今トータルしておりませんけれども、対象としては28名おまして、実際に給与改定があるのは11名となります。改定の対象になるのは11名。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

通常、ここまでは試算をしていないはずだけでも、これだけの上げるためにどれだけの財源が必要ですかね。おおよそでよろしいですよ。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。一般職の給与の改定に伴う必要財源は11万3,600円です。ですが、期末、勤勉手当において0.1月分減となりますので、トータルしますと約120万円の減額ということになります。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

給与に関する関連でちょっと質問しますけども、これまで1級、2級、3級がありますけれども、これは何か話を聞いたら、職員の間不公平があるということで、例えば年収いい人が20年余っても横すべりもないし、それだけその動きを使ったということもありますけども、この辺は整理したことがありますか。職員の中にまだそういう不満が出ていませんか。お願いします。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。給与に関して私が4月から総務課に来たわけですがけれども、今のところそういう不満というのは聞いたことございません。

○ 議長（宮平秀保）

1番 宮里順之議員。

○ 1番（宮里順之議員）

聞いたことなかったらよろしいです。後で私がまた調査をしてやりたいと思っています。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

職員の12月の期末手当でございますけれども、従来の期末手当におきましては100分の235と、非常に高いものでありまして今年度から100分の60に持ってくるというふうなことになっておりますけれども、これにつきましては職員との話し合い。うちは職員労働組合がないわけでございますけれども、急にそれだけの、やるわけなんです、いまだに勤勉手当がうちのところでは戦後からずっと今までやっていなかったんですね。条例等にはあるんですけれども、やはり一括して12月にもらったほうが良いということで、職員等で決めまして今までやってきたわけでございますが、今、こちらに見てみますと非常に大きな痛みがくると思うんですよ。そこは職員との話し合い、そういうのはやっているのかどうかお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮平秀保）

垣花 健総務企画課長。

○ 総務企画課長（垣花 健）

お答えいたします。今回の期末手当に関しては、勤勉手当を適用していなかったということでの高い率にこれまでなっていたわけですが、勤勉手当が適用するということでもかなり期末手当の率は下がっております。職員への説明ということなんですが、この給与勧告が出たときに村の庁議のほうで、各課長のほうへは給与改定をするということで説明しておりますし、職員のほうへの説明もお願いしますということを伝えております。ただ、今金城議員がおっしゃったように、直接職員への説明をすることは必要かというふうに考えております。

○ 議長（宮平秀保）

8番 金城勝英議員。

○ 8番（金城勝英議員）

これにつきましては大変、職員までこのようになってきてあらゆる生活等の設計等は、これにつきましていろいろ設計してきていると思うんですよ。だからそういった非常に肝心なものでございます。特に3月に支給されます勤勉手当におきましては、勤勉手当というのはやはり職員の勤務状態等において、成績が優秀なものだけに上げるというようなものがあるわけですね。だから簡単に、勤勉手当は上がらない職員も中にはいるかもわからないわけなんです。だからこういうところは非常に皆さん方で考慮してもらいたいと思います。できましたら私はこれは、今年度までは例年どおり上げてほしかったなど、このように思っているわけでございます。以上で終わります。

○ 議長（宮平秀保）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第68号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第69号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第69号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第70号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第70号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第71号 座間味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号 座間味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に

ついて採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第71号 座間味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○ 議長(宮平秀保)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

ちょっと緊急質問がありまして、今月の初めでしたか、先月でしたかね。9月の臨時議会で焼却炉の溶融炉の件で、これは11月24日の新聞に載っておるんですが、控訴中でありましたごみ問題で、東京高裁が和解勧告をしておると。座間味村の代理人によると、村が業者と和解に向けて協議する方向で一致したという。今後、村は金額の折り合いやごみ焼却施設稼働への技術協力などについて業者と話し合う考えだがとあるんですけども、新聞を読んでびっくりしたんですけども、これはどうなっているのか。非常に、もとの業者と施設稼働について協議するというふうにして書いてありますけども、これは村の考えが入って言っているのどうか。その辺をちょっと説明お願いしたいと思います。

○ 議長(宮平秀保)

休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長(宮平秀保)

再開いたします。

ただいま金城議員からの溶融炉の件について、緊急質問をしたいとして同意が求められました。したがって金城議員の溶融炉の件の緊急質問の件を議題として採決します。

金城議員の溶融炉の件の緊急質問に同意の上、日程に追加したと思いますので、発言を許すことに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって金城議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1号として発言することは可決されました。

金城議員の発言を許します。3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

臨時議会で控訴をするということで溶融炉の件を、全員協議会、臨時議会でやってきたんですが、11月24日土曜日の新聞を私読みまして、東京高裁が和解勧告をしたということでもあります。新聞によりますと「座間味村の代理人によると」とあります。村長直接ではないと。代理人、弁護士さんですね。その前業者と和解に向けて協議する方向で一致したと。今後、村は金額の折り合いやごみ焼却施設稼働への技術協力などについて業者と話し合う考えだがとありますが、前回の説明ではこの業者は信用できないということを書いておりましたけども、改めてまたここで技術協力をするということになるとどうなるのかなと。どう考えているのかちょっと説明してください。

○ 議長(宮平秀保)

仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

ただいま3番 金城議員から御質問のあったとおり、新聞の報道で知っておられるということですが、この件につきましては新聞にも書いてありますとおり、第一回弁論が11月19日にありました。この件につきましては、私たち第一審のいわゆる判決が事実に伴わないようなことが多々ありましたので、その件を控訴したわけでございますけれども、民事裁判の方法としてというんでしょうか。流れとして早く結審をしたいというようなことで、第一弁論の後に和解をしたかどうかという示唆があったようでございます。そのことにつきましては、うちの調整監をその法廷に行ってもらって、内容をひとつ聞いてもらっていますので、幸地調整監から中身については説明をさせたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

経緯につきましては、今村長からお話し申し上げたとおりですけれども、まず第一回口頭弁論におきましては村が出しました控訴趣意書とこれに対する相手側の反論書について検討が行われまして、その際に、裁判長のほうから弁論を第一回で終結し、12月26日に判決言い渡しということが言われております。引き続き裁判長から職権で和解が勧告されています。和解の話し合いが12月3日に東京高等裁判所で行われることとなっております。それまでの間、当事者同士で和解内容について話し合いをすることというふうになっております。私どもとしましては、これまでの立場としても実際に操業に使われた金額は支払いますということをお明らかにしてきておりますので、この考えを基本として和解交渉を行っていくべきだというふうを考えております。また今後の溶融炉の適正な稼働を行うためには、被控訴人相手方をやっていただくという意味ではなくて、役場のほうとまたあと適切な事業者さんをお願いをしてやっていただくにしても、その際、被控訴人の還元溶融さんと他の会社との特許の関係がございまして、そういう特許の関係を村が使用することについて向こう側の協力を得る必要があります。その辺のところでは今後の運転についての協力を話し合うということで申し上げたところであります。また裁判所のほうからも、今後これは運転を引き続き継続したほうがいいでしょうと。これだけのお金をかけたものですので、引き続き継続はやはり考えるはずなので、村としても考えるはずだろうからそれに向けては向こうさんの協力をある程度とりつける必要があるのではないのかという示唆をいただいて、それに基づいてやっているところでございます。以上です。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、調整監の話の内容では特許関係が相手が持っているという話でありますけれども、その特許に関して、全く還元溶融炉じゃなければ、使えない状態の機械なのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

○ 議長（宮平秀保）

休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

金城英隆環境衛生課長。

○ 環境衛生課長（金城英隆）

ただいまの特許の質問ですけれども、現在村で今の炉の状態の中で一番困っているのは電気関係です。こ

の電気にはいろんな回路があるんですけど、これは一部電子回路になっておりまして、これのプログラムというのは我々が還元の方に受注して、還元の方が準備をするものです。これに対しては還元は電気の会社の方にプログラムの作成を委託して、その電気の回路を設計して納品をしたのが還元の方に納品された。それを村の方に機器を取りつけしたということで、先ほど特許という表現をしたんですが、特許なのか所有権なのか、既得権なのか、著作権になるかはちょっとまだ詳しい回答はこちらではできませんけれども、まだ調査中で、電気会社の方の弁護士にも今、著作権について相談をしています。特許というよりは著作権になるかと思えますけれども、そういうことで非常に大事なものでありまして、これはほかの電気メーカーでは多分無理ではないかというふうに思います。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

著作権の問題で今、簡単に、決まっていなわけなんですよ。向こうに属するのか。じゃあ本来は、逆に言えばつくって買ったんだからこのものだと思うんですけどね。だからここに図面もなければ何もないというのが続いているわけですよ。だから私は前回は申し上げましたようにね、何で瑕疵担保責任で、この和解勧告案が出る前に逆提訴しなかったと。私はその辺に言っているんですよ。前もそれ申し上げたはずですよ。向こうはだめだと皆さんおっしゃったでしょう。だめな会社なんだ、信用できない会社なんだと。じゃあその特許関係とか何とか言うんだけど、それだけでまた信用できない会社と技術協力をするのかどうか。やっていいのかどうか。この辺は私がどうもこの記事によると、その技術を協力すること自体が私にはどうも納得いかない。そう考えます。

○ 議長（宮平秀保）

幸地 東政策調整監。

○ 政策調整監（幸地 東）

もう少し説明させていただきますと、この著作権に関して相手の電気会社の方からは、自分たちが製作物として提供したのは還元溶融との契約の中で締結をしていると。役場との直接契約関係がございませんので、これについて迂回した形で役場に技術を提供することが、還元溶融さんの著作権との契約の中で適正かどうかということ、その電気会社さんも今考えてもらっています。ただ、最終的にはどういう決着になるかわかりませんが、少なくともその溶融炉を稼働するためには、この著作権の問題を何らかの形でクリアをして、そしてその● を改めて検討するという必要が出てまいりますので、その辺の著作権問題の同意をとりつけるということです。向こうさんに直接これを全部投げてやってもらうという意味ではありません。

○ 議長（宮平秀保）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今後のこともあるので、逆に途中でほっぽり出して逃げているような会社ですからね。またこれが故障したらまた向こうからという話になりますからね。そういう会社と全部を任せるということは一切ないように。そんなことをするとおかしくなりますよ。座間味村は闘った相手とまた協議してまた一緒になりましたと。もう日本国中の笑いものになりますよこれは。そういうことは絶対ないようにしてくださいね。話し合いはいいですよ、結構です。その電子回路の分に関しては、ほかものに関してはやる必要ないですよ。これははっきり、私の意見としてね。住民を説得できません。納得させることできませんからね、その辺お願いします。私の質問は以上です。

○ 議長（宮平秀保）

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

議会を閉じます。

これをもって、平成19年度第6回座間味村臨時議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会（午前10時42分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 秀 保

署名議員 宮 里 順 之

署名議員 中 村 秀 克